

### 今回の内容

- ①会議情報、②ワンポイント・アドバイス、③コラム（澁谷委員）

## 会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

### 第13回消費者安全調査委員会（平成25年10月18日）

- 幼稚園で発生したプール事故、家庭用ヒートポンプ給湯機の事案  
平成24年11月に選定して以来自ら調査を実施している2つの事案（幼稚園で発生したプール事故、家庭用ヒートポンプ給湯機の事案）について、調査の経過報告を審議し、決定しました。経過報告書は、消費者安全調査委員会のホームページでご覧いただけます。  
<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>  
これら2つの事案については、引き続き、原因の究明、再発防止策等の検討を進めます。
- ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事故  
ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事故については、経済産業省の調査結果の評価を行っていますが、今後の調査委員会での審議を円滑に進めるため、担当専門委員から、部会での審議状況の報告が行われました。  
この事故については、時間が経過する中で、経済産業省においても様々な対策がとられるなど、事故当時とも状況が大きく変化しています。したがって、事故の状況だけではなく、経済産業省の調査の後にとられた対策や現状などについても幅広く情報収集を行った上で、評価を行っています。  
設計に関する視点、事故に関する情報共有、保守に関する視点など様々な角度からの検証を行い、意義のある評価書にしたいと思っています。
- 一般の方からいただいた「申出」事案  
事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、そのうち3件については調査を行わないことになりました。残りの案件（38件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。

### 部会の動き

- 工学等事故調査部会（10月上旬に開催）  
幼稚園で発生したプール事故・家庭用ヒートポンプ給湯機の事案の経過報告書案、ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事故評価書案、機械式立体駐車場事故の今後の調査方針について議論を行いました。
- 食品・化学・医学等事故調査部会（10月上旬に開催）  
調査等の対象とすべき事案について議論を行いました。

### ☆エアバッグの働きと効果

#### ★エアバッグの働き

エアバッグは、前面衝突時に瞬時に膨らみ、乗員がハンドルやダッシュボードに直接衝突することを防ぎ、頭部と胸部の衝撃を軽減するものです。

①時速20km～30km程度以上の速度で、コンクリート壁のような強固な構造物に正面衝突したときや、②自動車などと衝突して①と同様の衝撃を受けたときに膨らむようになっています。

#### ★エアバッグには作動条件があります

エアバッグは、衝突角度や衝突速度、衝突物によっては膨らまないこともあります。

たとえば、電柱に衝突した場合のように前面の一部だけ極端に変形する場合、前面衝突であったとしてもエアバッグが膨らまない可能性があります。

逆に衝突しない場合でも、縁石などに乗り上げるなどして一定以上の衝撃を感じると膨らむことがあります。

#### ★エアバッグを過信せずシートベルトを着用し安全運転を

エアバッグはあくまで事故による身体への衝撃を和らげる補助的なものです。

また、エアバッグはシートベルトを着用しないと十分な効果が期待できません。

エアバッグに対する過信は、無茶な運転や防御の遅れを招く可能性がありますので、車の運転をする方はエアバッグの特性を理解し、安全運転を心がけましょう。



(参考)

○国土交通省

・自動車総合案内情報

[http://www.mlit.go.jp/iidosha/anzen/02assessment/car\\_h20/safetydevice/airbag.html](http://www.mlit.go.jp/iidosha/anzen/02assessment/car_h20/safetydevice/airbag.html)

・エアバッグ付自動車の正しい使用方法

[http://www.mlit.go.jp/iidosha/carinf/rcf/carsafety\\_sub/carsafety006.html](http://www.mlit.go.jp/iidosha/carinf/rcf/carsafety_sub/carsafety006.html)



(注) この参考情報は申出事案に関連した一般的な情報であり、申出内容に対する調査結果や回答ではありません。

# 「そうだ！保健所に相談しよう」と思われる保健所に



消費者安全調査委員会  
委員 澁谷いづみ

もしもあなたが日々口にする食品で、時々受診する医療機関で、初めて使ったくすりで、何らかのトラブルに遭遇してしまったらどうしますか。思いつく身近な相談苦情の窓口はどこでしょうか。「そうだ、保健所に相談してみよう」と、窓口のひとつ、保健所ということばを思い出してもらえませんか。

長年保健所に勤務しておりますが、全国を網羅している<sup>494</sup>の保健所は、医師、薬剤師、獣医師、管理栄養士などが勤務する自治体の行政機関です。各種の許認可や立入検査、行政処分の権限があります。しかし一方で、事が起きてから動くのではなく、未然に防ぐ「予防」の活動が重要な仕事です。起きないようにする、に始まり、起きてしまってもできるだけ早く見つける、拡大・重症化しないようにする、後遺症が残らないようにするなどといった次に起きることを防ぐ取組です。したがって予防には「予測する力」が要求されます。

予測は、様々な情報やデータの積み重ねから得られる可能性であります。相談や苦情は「次を予防」する手立てとなります。地域の皆さんの声を聞くのは、保健所の大切な役割です。

さて、消費者安全調査委員会は、全国レベルのこの「次を防ぐ、起こさない」ための「気づき」を社会と関係者に発信していく重要な使命を担っています。同時に、これらの地道な積み重ねは、やがて必ず、新たな危害を未然に防ぐことに貢献できると思います。

最終的な結論を得るまでのプロセスの間でも、役立つ気づきや「問いかけ」は積極的に発信し、消費者の皆さんに調査委員会へのご理解をいただけたらと委員の一人として思っています。

ところで、駅のホームに立つと色とりどりの地元の看板が目に入ります。そのほとんどが保健所と関係がある職業や施設です、というと意外に思われるでしょうか。レストラン、美容室、銭湯、ホテル、病院、薬局、洋菓子店、スポーツクラブ、おもちゃ屋、学校などなど。これらは皆保健所が安全と衛生に関係しているものです。

例えば、学校であれば建物の衛生的環境管理やプールの水質、給食施設にも関わります。子供がなめたりするおもちゃは、食品衛生法の対象です。こんなふうに保健所は暮らしに広く関係しています。

リスクコミュニケーションや健康危機管理というと堅苦しく感じますが、自治体によっても保健所の守備範囲は多少異なりますが、皆さんの相談相手としてもっと活用していただけたら嬉しいです。駅のホームに立つことがあれば、また思い出してみてください。最後までお読みいただきありがとうございました。